

南部町 LINE 公式アカウント利用規約

南部町（以下「町」という。）は、行政情報を必要とする住民に適切に配信することを目的に、LINE 公式アカウント（以下「本アカウント」という。）を開設します。本アカウントの運用にあたり、南部町 LINE 公式アカウント利用規約（以下「本規約」という。）を以下のとおり定めます。

本アカウントのご利用前に、必ず本規約をご確認ください。

1. 趣旨

本規約は、本アカウントを利用する全ての方（以下「利用者」という。）が、本アカウントを利用するにあたり必要な事項について定めるものです。

2. 利用にかかる同意

利用者は、本アカウントの利用前に本規約を必ず確認し、同意した上で利用してください。なお、利用者は、LINE ヤフー株式会社が定める LINE ヤフー共有利用規約についても遵守するものとします。

3. アカウント情報

アカウント名：青森県南部町

LINE ID ：@aomori-nanbu.town

4. アカウントの管理者及び運用者

管理者：南部町企画財政課長

運用者：南部町各所管課長

5. 配信・提供するサービスの内容等

本アカウントでは、次に掲げるものを投稿することができるものとします。

- (1) 町の行政情報に関する記事
- (2) 町の行祭事等のイベントに関する記事
- (3) 町内の情報で多くの利用者にとって有益と思われる記事
- (4) 町内で発生した地震や大雨・暴風などの気象情報の記事
- (5) 町の魅力発信となる記事
- (6) その他アカウント管理者が適当と認めるもの

5. 運用時間

運用時間は、原則、月曜日から金曜日までの午前 8 時 15 分から午後 5 時までとします（祝日及び年末年始を除く。）。ただし、管理者又は運用者が必要と認める場合は、こ

れ以外の時間に配信することがあります。

6. 禁止事項

本アカウントに対して、以下のような行為はご遠慮ください。利用者の行為が次のいずれかに該当する場合、投稿の全部もしくは一部の削除又は利用者アカウントのブロック若しくは削除要請をする場合があります。

- (1) 法律・法令等に違反するもの、又は違反するおそれがあるもの
- (2) 特定の個人・団体等を誹謗中傷するもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に係るもの
- (4) 人種、思想、信条等を差別し、又は差別を助長させるおそれがあるもの
- (5) 著作権、商標権、肖像権など、町又は第三者の知的財産権を侵害するもの
- (6) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- (7) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- (8) 虚偽や真実と異なるもの、単なる噂又は噂を助長させるもの
- (9) 本人の承諾なく個人情報を特定・開示・漏えいするなど、プライバシーを害するもの
- (10) 有害なプログラム等、わいせつな表現等を含む不適切なもの
- (11) 他のユーザー、第三者になりすますもの
- (12) 本アカウントの趣旨に反するもの
- (13) 町の投稿に関係のないもの
- (14) LINE ヤフー共通利用規約に反すると思われるもの
- (15) その他、管理者が不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むリンク等

7. 知的財産権

- (1) 本アカウントに掲載している個々の情報（文章、写真、イラスト等）に関する知的財産権（商標権、著作権の全ての権利）は、町あるいは原著作者等に帰属します。
- (2) 本アカウントに掲載している内容について、「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転用することはできません。

8. 個人情報の取り扱い

個人情報の収集、利用、管理について「個人情報の保護に関する法律」及び「南部町個人情報の保護に関する法律施行条例」に基づき、適切に取り扱います。

9. 免責事項

- (1) 本アカウントで発信する情報の正確性には最新の注意を払っていますが、本アカウントで発信された情報を用いて、利用者が行う一切の行為について、町は一切責任を負いません。

- (2) 本アカウントで発信された情報に起因して生じた利用者と第三者との間のトラブル及びその被った損害について、町は一切責任を負いません。
- (3) 利用者により投稿された本アカウントに対するコメント等について、町は一切責任を負いません。
- (4) 町は、本アカウントを利用することで生じた利用者間又は利用者と第三者間のトラブルについて、一切の責任を負いません。
- (5) その他本アカウントに関連して生じた、いかなる損害について、町は一切責任を負いません。
- (6) 本アカウントは、システム運用状況に関しては一切お答えすることができません。また、LINE ヤフー株式会社並びに第三者から提供されているソフトウェア及びアプリの機能、利用方法、技術的なご質問などに関しても、一切お答えすることができません。
- (7) 町は、予告なく本アカウントの内容を変更し、若しくは削除し、又は運用を中止することがあります。
- (8) 町は、予告なく本規約の変更又は本アカウントの運用方法の見直しをする場合があります。

10. 適用

本規約は、令和6年12月2日から適用します。

【お問い合わせ】

南部町企画財政課

〒039-0592 青森県三戸郡南部町大字平字広場 28 番地 1

電話：0178-38-5960（直通） 0178-76-2111（代表）

メールアドレス：joho@town.aomori-nanbu.lg.jp